

【別紙 3 経費負担区分】

経 費 負 担 区 分

お客さまセンター業務

区 分	詳 細	摘 要	委託者	受託者	備 考
1. 事務所使用料	①事務室使用料	ア.委託者の指定する場所 (坂井市坂井町下新庄1-1)	○		
	②庁舎管理・ セキュリティ	ア.照明機器等維持管理費	○	○	一部受託者負担
		イ.庁舎内の清掃費	○	○	一部受託者負担
		ウ.庁舎防犯警備に係る経費	○	○	一部受託者負担
		エ.消防設備点検整備費	○	○	一部受託者負担
	③光熱水費	ア.庁舎電気代、水道料金、下水道使用料	○	○	一部受託者負担
		イ.庁舎電話代（事務所内固定電話）	○	○	一部受託者負担
	④駐車場費	ア.受託者の営業車両に係る駐車場費	○		庁舎駐車場を利用
		イ.業務従事者私用車等に係る駐車場費	○		庁舎駐車場を利用
	⑤事務用備品等	ア.事務用机・椅子 11セット、カウンター用椅子8	○		貸与
		イ.固定電話（6機）	○		貸与
		ウ.モノクロ複合機、大型プリンター	○		貸与
		エ.シュレッダー（1台）	○		貸与
		オ.封書・ハガキ圧着機（1台）	○		貸与
		カ.ロッカー（更衣室）（10人分）	○		貸与
		キ.キャビネット	○		貸与
		ク.書庫	○		貸与
		ケ.お客さまセンター用レジスター		○	
		コ.お客さまセンター用防火、防盜金庫		○	小型
2. システム・ 電算使用料等	①システム維持費	ア.坂井市上下水道総合システムのサービス料	○		
		イ.坂井市上下水道総合システムの維持管理費用	○		
		ウ.検針システムの維持管理費	○		
		エ.検針システム周辺機器の維持管理費	○		
		オ.検針用スマホの維持管理費	○		
		カ.納入通知書等発行に係る機器の維持管理費	○		
		キ.コンビニデータ通信システムの維持管理費	○		
		ク.口座振替データ通信システムの維持管理費	○		
		ケ.料金徴収に係る納付書類、封筒類		○	
		コ.その他坂井市が必要と認めた経費	○		
	②端末・ 機器使用料等	ア.上下水道総合システムに係る端末（11セット）	○		貸与（カウンター用1台）
		イ.コンビニ及び口座振替データ通信用端末（1セット）	○		
		ウ.給排水関連デジタル台帳用端末（2セット）	○		貸与（カウンター設置）
		エ.上下水道総合システムに係る端末（不足分）		○	要事前協議
		オ.上下水道総合システムに係るサーバ（1式）	○		貸与
		カ.上下水道総合システムに係るプリンター（1台）	○		貸与(1-⑤-ウと同品)
		キ.検針用スマホ（20台）及び周辺機器	○		貸与
		ク.ページー読取端末	○		貸与
		ケ.上記に使用するバッテリーパック、電池等の消耗品	○		貸与
3. 通信費	①郵送料	営業に係る郵便物の郵送料及び切手代			
		ア.納入通知書郵送料	○		
		イ.督促状、催告書郵送料	○		
		ウ.給水停止予告通知書郵送料	○		
		エ.口座振替関係（開始、振替済、振替不能）郵送料	○		
		オ.使用量のお知らせ郵送料	○		
		カ.その他後納郵便物以外で郵送する場合の切手代	○		
		キ.その他業務上必要と認めるもの	○		
		ク.受託者の業務上の郵便料		○	
	②回線使用料	ア.コンビニ及び口座振替データ通信用回線使用料	○		
		イ.業務用固定電話の回線使用料	○		
		ウ.受託者のインターネット、携帯電話使用に係る経費		○	
4. 手数料	①収納手数料	上下水道料金・負担金に係る手数料			
		ア.口座振替手数料（ページー関連含む）	○		
		イ.郵便口座振替手数料	○		
		ウ.コンビニ収納手数料	○		

区 分	詳 細	摘 要	委託者	受託者	備 考
5. 印刷製本費	①帳票	ア.納入通知書		○	校正は委託者と協議
		イ.督促状、催告書		○	
		ウ.口座関係通知書（振替済、再振替、振替不能）		○	
		エ.検針時発行使用量のお知らせ票		○	
		オ.口座振替依頼書		○	
		カ.口座関係通知書（振替済、再振替、振替不能）		○	
		キ.領収書（預り書）		○	
5. 印刷製本費	②封筒	ア.事務用封筒（長3、角2型）	○		校正は委託者と協議
		イ.納付書等送付用窓あき封筒		○	
6. 営業車両	①車両調達費	ア.受託者使用の車両購入・リース費		○	
		イ.受託者使用の車両に係る付属品		○	
	②車両維持費	ア.受託者使用の車両に係る点検整備等維持管理経費		○	
	③燃料費	ア.受託者使用の車両燃料費		○	
7. 保険料	①保険料	ア.受託者使用の車両に係る自賠責保険及び任意保険料		○	
		イ.料金徴収事務受託に係る現金運送賠償責任保険料		○	
		ウ.水道メータ検針に伴う賠償責任保険料等保険料		○	
		エ.その他受託者として加入が必要な保険料		○	
8. 被服費	①被服費	ア.従事者用の事務服、帽子等		○	
		イ.水道メータ検針員の作業服等		○	
9. 備品・消耗品費	①携帯電話	ア.受託者の携帯電話等の調達に係る経費		○	
		イ.受託者の携帯電話等の料金		○	
	②備品・消耗品費	ア.事務所案内板		○	
		イ.お客さまセンター現金取扱領収日付印		○	
		ウ.お客さまセンター受付印		○	
		エ.住宅地図等		○	
		オ.水道栓閉栓キャップ	○		貸与
		カ.窓口及び集金用つり銭用現金		○	
		キ.コピー用紙		○	
		ク.文具類		○	
		ケ.その他業務に必要な備品・消耗品		○	備品は要協議
	③ その他	ア.従事者の名札、腕章等		○	
		イ.従事者の出張旅費、研修費等		○	
		ウ.その他受託者が負担すべきと認められる経費		○	

（注） 上記に記載のない経費については、原則として受託者負担とする。